|  |
| --- |
| **第２章　障害者の現状と制度改革** |

**１　障害者の数**

**（１）本県の障害者手帳所持者数（令和元年度末）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **人数** | **県人口に****占める割合** |
| 県人口（※１） | 7,341,794 |  |
| （１）身体障害者手帳所持者数　　　　　　　　　　　　　　（うち１８歳未満） | 205,542(4,056) | 2.8% |
| （２）療育手帳所持者数　　　　　　　　　　　　　　（うち１８歳未満） | 51,271(14,110) | 0.7% |
| （３）精神障害者保健福祉手帳所持者数（※２） | 63,578 | 0.9% |
| 手帳所持者数合計（（１）～（３）合計） | 320,391 | 4.4% |

　※１　県人口は、県統計課「埼玉県の推計人口」（令和２年４月１日）によります

　※２　精神障害者通院医療費公費負担患者数　111,641人

　１０年前の平成２１年度末との比較では、身体障害者手帳所持者数は＋３．６％、療育手帳所持者数は＋７０．７％、精神障害者保健福祉手帳所持者数は＋１４８．９％の増加となっています。

**（２）発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **対象者数** | **備考** |
| 発達障害者数（１５歳未満） | ６０，０００人 | 国の調査（※１）を基に推計 |
| 高次脳機能障害者数 | １９，０００人 | 国の調査（※２）を基に推計 |
| 指定難病医療給付受給者数（難病患者） | ４７，３５１人 | 令和元年度末現在 |

　※１　「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児

　　　童生徒に関する調査」（文部科学省：平成２４年２月）

　※２　「平成２８年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

　　　（厚生労働省：平成２８年１２月）

**（３）本県の障害者数**

　　令和元年度末の本県の障害者数は、手帳所持者及び難病患者等の合計で約４４万７千人

　（上記（１）及び（２）の合計数）であり、県人口に占める割合は約６．１％となってい

　ます。

**２　第５期計画の取組状況**

**（１）数値目標の達成状況**

　　第５期計画（平成３０年度～令和２年度）では、施策体系の大柱ごとに計画の指標とな

　る数値目標を設定しました。

　　各数値目標の令和元年度末（計画２年目）における実績では既に目標を達成している項

　目も複数あり、その他多くの目標が最終年度に達成できる見込みであることから、全体と

　して、概ね順調に進捗しているものと考えられます。

**【Ⅰ　理解を深め、権利を護る】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **数値目標** | **３０年度実績** | **元年度実績** |
| 障害者差別解消支援地域協議会を設置している市町村数 | 【２８年度末】　【２年度末】　４６市町村　　　全市町村 | ５２市町 | 　６２市町 |

**【Ⅱ　地域生活を充実し、社会参加を支援する】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **数値目標** | **３０年度実績** | **元年度実績** |
| ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数 | 【２９年度】　　【２年度末】１９市町　　　　３２市町村 | 　２４市町村 | ２６市町村 |
| 児童発達支援センターの設置数 | 　　　　　　　　【２年度末】新規施策　　　　各市町村又　　　　　　　　　は各圏域に　　　　　　　　１箇所以上 | ３０箇所 | ３２箇所 |
| 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 | 　　　　　　　　【３０年度末】 新規施策　　　 各市町村又は　　　　　　　　各圏域に設置 | ２４箇所 | ３９箇所 |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 | 　　　　　　　　【２年度末】 新規施策　　　各市町村又は　　　　　　　　各圏域に１人　　　　　　　　　以上 | ３９人 | ７６人 |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | 【２９年４月】　【２年度末】　２３箇所 　　 各市町村及び　　　　　　　　　　 各圏域に１箇  所 | 各圏域に１箇所及び２３市町村 | ３４箇所 |
| 精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上） | 【２6年度末】　【2年度末】 4,072人 　4,026人 | 3,909人 | 3,709人 |
| 精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳未満） | 【２6年度末】　【2年度末】 3,277人 　2,530人 |  2,630人 | 2,367人 |
| 精神病床における早期退院率（入院後３か月時点） | 【２６年度】　　【２年度】　　63％ 　　69％以上 | 集計中※ | 集計中※ |
| 精神病床における早期退院率（入院後６か月時点） | 【２６年度】　　【２年度】　81％ 　　84％以上 | 集計中※ | 集計中※ |
| 精神病床における早期退院率（入院後１年時点） | 【２６年度】　　【２年度】　　90％ 　　90％以上 | 集計中※ | 集計中※ |
| 身体障害者補助犬給付数 | 【各年度】６頭 | ３頭 | ５頭 |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数 | 　　　　　　　　【２年度末】新規施策　　　　各市町村又　　　　　　　　　は各圏域に　　　　　　　　１箇所以上 | １６箇所 | 20箇所 |
| 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 | 　　　　　　　　【２年度末】新規施策　　　　各市町村又　　　　　　　　　は各圏域に　　　　　　　　１箇所以上 | ２０箇所 | ２5箇所 |
| 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 | 【３０年度～２年度】 　　　　４７９人（２８年度末　入所者数の９％） | １４９人 | １４３人 |
| 「住まいの場」の利用定員数（グループホームの整備数） | 【２８年度末】　【２年度末】 4,017人 　5,050人 | 4,907人 | 5,769人 |
| バリアフリー化された県営住宅数 | 【２８年度末】　【２年度末】　　6,939戸　　 7,900戸 | 7,382戸 | 8,992戸 |

 ※…令和３年度中に国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に算出

**【Ⅲ　就労を進める】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **数値目標** | **３０年度実績** | **元年度実績** |
| 民間企業の障害者雇用率 | 【２７年】　　 【３年】　 1.86％　　　　2.0％ | 2.15％ | 2.22％ |
| 福祉施設から一般就労する障害者数 | 【２８年度】 　【２年度】 891人 1,000人 | 1,025人 | 1,272人 |
| 就労継続支援Ｂ型事業所の工賃水準（月額） | 【２８年度】 　【２年度】14,492円　　20,000円 | 15,067円 | 15,009円 |
| 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所の割合 | 【２８年度】　 【２年度】　 39.6％　　　 50.0％ | 51.0％ | 47.3% |
| 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率 | 【２８年度】　【３年度】75.4％　　　90.0％ | 80.2％ | 85.1% |

**【Ⅳ　共に育ち、共に学ぶ教育を充実する】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **数値目標** | **３０年度実績** | **元年度実績** |
| 小・中学校における特別支援学級の設置率 |  【２８年度】　【２年度】 　 75.3％　　　80.0％ | 82.3％ | 85.0％ |

**【Ⅴ　安心・安全な環境をつくる】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **数値目標** | **３０年度実績** | **元年度実績** |
| アニマルセラピー活動の協力ボランティア委嘱数 | 【２８年度末】　【２年度末】 　70人　　　 85人 | ７０人 | ７０人 |
| 駅ホームの転落防止設備整備率 | 【２７年度末】　【３年度末】 61.8% 100% | 98.5％ | 99.3％ |
| 駅ホームのホームドア設置駅数 | 【２７年度末】　【３年度末】 １０駅 　３３駅 | １５駅 | ２０駅 |
| 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成済み市町村数 | 【２９年９月１日】【２年度末】 ３７市町村 　 全市町村 | ５８市町村 | ６１市町村 |
| 防災カード（ヘルプカード）を作成・配布している市町村数 | 【２８年度末】　【２年度末】 ３７市町村 　全市町村 | 全市町村 | 全市町村 |
| 福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数 | 【２８年度末】　【２年度末】 ２１市町村 全市町村 | ４１市町村 | ４９市町村 |
|  |

**（２）障害福祉サービスの利用状況**

　　各障害福祉サービスの令和元年度末（計画２年目）における利用実績は次のとおりです。

　　①　地域での生活支援に欠かせない居宅介護（ホームヘルパー）などの「訪問系サービ

　　　ス」については、計画の見込量の9０％程度の利用となっています。

　　②　「日中活動系サービス」については、計画の見込量を上回っているサービスが半数

　　　となっています。

　　③　生活の場であるグループホームなどの「居住系サービス」については、計画の見込

　　　量を上回る利用となっています。

　　④　障害者入所施設から地域生活への移行などの「相談支援」については、地域定着支

　　　援において計画の見込量を大きく上回る利用となっている一方、地域移行支援は利用

　　　が伸び悩んでいます。

　　⑤　「障害児支援」については、児童発達支援や障害児相談支援が計画の見込量を上回

　　　っている一方で、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援など利用が伸び悩んで

　　　いるサービスもあります。

　　⑥　「発達障害者に対する支援」については、計画の見込量を上回っているサービスが

　　　半数以上となっています。

　　全体として、概ね順調に進捗しているものと考えられます。



**（3）地域生活支援事業の利用状況（県実施分）**

　　各事業の令和元年度末（計画２年目）の利用実績は次のとおりです。

　　①　「専門性の高い相談支援事業」については、全ての事業において、実施箇所数は計

　　　画の見込量に達しています。また、利用者については、発達障害者支援センター運営

　　　事業は計画見込量の９０％程度の利用実績となっていますが、高次脳機能障害及びそ

　　　の関連障害に対する普及支援事業は計画の見込量を上回っています。

　　②　「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」については、盲ろう者向け

　　　通訳・介助員養成研修事業の利用実績は計画見込量の８０％の利用実績となっていま

　　　すが、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は利用実績が伸び悩んでいます。

　　③　「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」については、盲ろう者向け通訳・

　　　介助員派遣事業の利用実績は計画見込量の９０％以上となっていますが、手話通訳

　　　者・要約筆記者派遣事業は半数程度となっています。

　　④　「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事務」については、手

　　　話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町村間の連絡調整を行いました。

　　⑤　「広域的な支援事業」については、都道府県相談支援体制整備事業の利用実績は計

　　　画見込量を上回っています。

　　　　精神障害者地域生活支援広域調整等事業については、事項別では計画見込量を上回

　　　っているものが半数を超えています。

　　　　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業については、計画見込量の５０％と

　　　なっています。

　　全体として、概ね順調に進捗しているものと考えられます。

****

**３　障害者に関する制度改革**

**（１）障害者文化芸術活動推進法の施行**

　　「障害者文化芸術活動推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）は、

　平成３０年6月１３日に公布・施行されました。

　　本法律は、「文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、

　人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活

　動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関する施策を総合的かつ計画的

　に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を

　図る」ことを目的としています（同法第１条）。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本理念** | ・障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化・障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない　　障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施　　文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮 |
| **基本的施策** | １ 文化芸術の鑑賞の機会の拡大（９条）２ 文化芸術の創造の機会の拡大（10条）３ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保（11条）４ 芸術上価値が高い作品等の評価等（12条）５ 権利保護の推進（13条）６ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（14条）７ 文化芸術活動を通じた交流の促進（15条）８ 相談体制の整備等（16条）９ 人材の育成等（17条）10 情報の収集等（18条）11 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携　協力（19条） |

**（２）読書バリアフリー法の施行**

　　「読書バリアフリー法」（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）は、令

　和元年6月２８日に公布・施行されました。

　　本法律は、「視覚障害者等（視覚障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視

　覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することに

　より、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を

　享受することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています（同法第１条）。

　　なお、本計画は、同法第８条に基づく本県の計画を包含しています。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本理念** | ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること。・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること。・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること。 |
| **国・地方公共団体の責務** | ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施。・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施。 |
| **基本的な施策** | １ 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（９条）２ インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）３ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）４ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）５ 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）６ 端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）７ 情報通信技術の習得支援（15条）８ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究　開発の推進等（16条）９ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条） |

**（３）成育基本法の施行**

　　「成育基本法」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療

　等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）は、平成３０年１２

　月１４日に公布され、令和元年12月1日に施行されました。

　　本法律は、「成育医療の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、

　保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定につい

　て定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、

　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提

　供するための施策を総合的に推進する」ことを目的としています（同法第１条）。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本的施策** | １ 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療２ 成育過程にある者等に対する保健３ 教育及び普及啓発４ 記録の収集等に関する体制の整備等５ 調査研究 |
| **成育医療等****基本方針骨子案（抜粋）** | 2 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項（２）成育過程にある者等に対する保健 　④児童期及び思春期の保健対策　・障害のある子どもができるだけ身近な地域で障害の特性に応じた　療育などが受けられる支援。子どもの育ちに必要な集団的な養育の　ための保育所や幼稚園等における障害のある子どもの受入れ体制　・医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を　円滑に受けるための包括的な支援体制。　・発達障害のある子どもへの相談支援体制等。 |

**（４）障害者雇用促進法の改正**

　　「障害者雇用促進法」（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正は、令和元年６

　月１４日に公布され、令和２年４月１日に施行されました（一部を除く）。

　　本法律は、「障害者の雇用義務などに基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテ

　ーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くことなどを通じてその職

　業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業

　の安定を図る」ことを目的としています（同法第１条）。

　　令和元年の改正では、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以

　外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体に

　おける障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じています。

|  |  |
| --- | --- |
| **改正の概要** | 社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として障害者雇用を促進１ 国及び地方公共団体（１）対象障害者の不適切計上の再発防止（２）精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進　・「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化２ 民間（１）短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保　・週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の　新設（２）中小企業における障害者雇用の促進　・中小事業主（300人以下）の認定制度の新設 |

**（５）社会福祉法の改正**

　　「社会福祉法」の改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法

　律）が、令和2年6月１２日に公布され、令和３年４月１日に施行されます（一部を除

　く）。

|  |  |
| --- | --- |
| **趣旨** | 　少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加など家族のあり方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、市町村の包括的支援体制の構築等所要の措置を講じて、全ての地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を図る。 |
| **主な内容** | 　市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、１ 相談支援、２ 参加支援、3地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。１　包括的な相談支援の体制　・属性や世代を問わない相談の受け止め等２　既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応　・生活困窮の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態　の者を受け入れる等　３　地域づくりに向けた支援　・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保等 |

**（６）バリアフリー法の改正**

　　「バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、第

　５期障害者支援計画の計画期間中に６度の改正が行われました。平成３０年の改正（５月

　２５日公布、１１月１日施行（一部を除く））では次のとおり新たに理念規定が設けられ、

　「心のバリアフリー」を含めた社会的障壁の除去と共生社会の実現が明確化されました。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本理念** | 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。（同法第１条の２） |

　　また、令和２年の改正（５月２０日公布、令和３年４月１日施行予定（一部を除く））

　では、ソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進などが盛り込まれました。

|  |  |
| --- | --- |
| **令和２年****改正の概要** | １ 公共交通事業者など施設設置管理者によるソフト対策の取組強化　・公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確　保等のソフト基準の遵守を義務付け２ 国民に向けた広報啓発の取組推進【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】　・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車　両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の　推進」を追加【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】　・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促　進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業　メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加３ バリアフリー基準適合義務の対象拡大　・バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等　の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するため　の規定の整備 |

**（７）埼玉県ケアラー支援条例の施行**

　　「埼玉県ケアラー支援条例」は、令和２年２月県議会において制定され、令和2年３

　月３１日に公布・施行されました。

　　本条例は、「ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及

　び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事

　項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もっ

　て全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現する」ことを目的

　としています（同条例第１条）。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本理念** | １ ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で　文化的な生活を営むことができるように行われること。２ ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関及び民間　支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤　立することのないよう社会全体で支えるように行われること。３ ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会　において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養　う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、　心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わ　れること。 |
| **県の責務****県民等の役割** | 【県の責務】　ケアラーの支援に関する施策の実施等【県民の役割】　ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策への　協力【事業者の役割】　・ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策へ　の協力　・ケアラーである従業員の勤務への配慮と必要な支援【関係機関の役割】　・県及び市町村が実施する施策への積極的な協力　・日常的にケアラーに関わる可能性の認識と健康状態等の確認、支　援の必要性の把握等　・ケアラーに対する必要な支援【教育に関する業務を行う関係機関の役割】　・日常的にヤングケアラーに関わる可能性の認識と教育の機会の確　　保の状況等の確認、支援の必要性の把握等　・ヤングケアラーに対する必要な支援 |

**４　障害者の現状と問題点**

**（１）障害者への理解促進と差別解消について**

**ア　啓発・広報活動の推進及び差別解消の推進について**

　　　　平成２８年４月に「障害者差別解消法」が施行されるとともに、本県では「埼玉県

　　　共生社会づくり条例」や「埼玉県手話言語条例」が施行されました。

　　　　県では、障害や障害者に関する県民の理解をより一層促進するため、法と条例の趣

　　　旨を踏まえ、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供、手話を使用しやすい

　　　環境の整備などについて県民や事業者の理解が進むよう、相談窓口の設置や説明会・

　　　講習会の開催、様々なリーフレットの配布などを行ってきました。しかし、障害や障

　　　害者に対する県民の理解が十分に進んでいるとはまだまだ言えず、法で定められた

　　　「合理的配慮の提供」について、負担に思う事業者も多いという現状があります。

　　　　こうした現状を踏まえ、引き続き様々な普及活動を行っていく必要があります。

**イ　福祉教育の支援について**

　　　　障害者と身近に接する機会のない子どもたちが、その多様性や意思尊重について学

　　　ぶ機会が保障されないことによって、障害や障害者に対する差別や偏見に結びついて

 しまう可能性があります。

　　　　このため、障害のある子とない子が共に学び合えるよう特別支援学校（支援籍）や

　　　特別支援学級との交流を進めるとともに「障害体験型」の福祉教育に加えて、障害当

　　　事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。

**ウ　権利擁護の取組の充実について**

　　　　障害者への虐待件数は、養護者と施設職員による虐待の双方とも増加傾向にありま

　　　す。厚生労働省の調査によると、障害者福祉施設の生活支援員のほか設置者など管理

　　　する立場にある者が加害者になるケースが増えています。

　　　　県としては、行政職員や施設職員に対する虐待防止研修を一層充実させる必要があ

　　　ります。

　　　　また、虐待の早期発見・早期対応のため、「埼玉県虐待禁止条例」の制定（平成

　　　２９年）により設置された埼玉県虐待通報ダイヤルを県民により普及させるため、引

　　　き続き広報に努める必要があります。

**（２）障害者の地域生活の充実と社会参加について**

**ア　地域生活の支援について**

　　　　障害者が地域生活を送る上で、相談支援は障害者やその家族を地域の人々や制度に

　　　繋げていく極めて重要な役割を担っています。

　　　　しかし、相談支援が行われても地域移行に結びついていないという現状や、行政と

　　　民間、各種相談窓口、一人の障害者に関わる相談員間の連携にも大きな課題があり、

　　　県として相談支援サービスを提供していく上での基盤となる相談システムを構築し

　　　ていく必要があります。

　　　　また、福祉サービスを支える人材の不足やサービスの質の低下に伴う様々な問題が

　　　発生しており、福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が喫緊の課題となって

　　　います。

**イ　日中活動の場の確保について**

　　　　障害者の自立を促し、地域で充実した生活を送れるよう、日中活動の場を確保した

　　　り、障害児に対して療育を行うための場を確保することが重要となります。

　　　　県内では生活介護事業所や障害児通所支援事業所などが増えていますが、利用者の

　　　中には重度の障害を持つ方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、引きこ

　　　もりの方も多く、支援が難しくなっています。

　　　　このため、医療的ケア、行動障害のある在宅生活者への対応が可能な機能を持った

　　　事業所を増やしていく必要があります。

**ウ　住まいの場の確保について**

　　　　障害者が希望する場で生活できることが大切であり、中でも地域生活の場としての

　　　グループホームの整備はますます重要となっています。

　　　　一方で、県内での地域的な偏在や職員の人材不足、サービスの質の低下の問題も顕

　　　在化しています。

　　　　このため、都市部でのグループホームの整備や職員の研修などが必要となってい

　　　ます。

　　　　また、重度障害者の受入れも可能なグループホームの整備についての検討も必要

　　　です。

**エ　コミュニケーション手段の確保について**

　　　　障害の有無にかかわらず、情報の入手や発信は全ての人にとって基本的人権の一つ

　　　です。社会生活を営む上で情報のバリアフリー化は不可欠なものであり、障害の特性

　　　に応じた様々なコミュニケーション手段の確保が必要です。

　　　　「埼玉県手話言語条例」を踏まえ、手話を言語として扱うとともに、引き続き手話

　　　通訳者の養成及び派遣の推進、手話の普及啓発を進める必要があります。

　　　　また、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に進める必要があります。

**オ　社会参加の支援について**

　　　　障害者が地域で生活を送るためには、社会の一員として、経済、文化、娯楽など

　　　社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援していくことが必

 要です。

　　　　このため、東京２０２０パラリンピック競技大会を契機として、スポーツを通じた

　　　障害者の社会参加を一層促進する必要があります。

　　　　また、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進のため、芸術文化活動の裾野

　　　を広げ、優れた作品の発表機会を提供するなど、その才能を伸ばす環境づくりを支援

　　　することも重要な取組です。

**（３）障害者の就労について**

**ア　障害者の就労支援について**

　　　　本県の令和元年の民間企業の障害者雇用率は、2.２２%で法定雇用率（２．２%）

　　　を上回りました。

　　　　しかし、法定雇用率を達成している企業の割合は５０%以下であり、まだまだ一

　　　般就労が十分に進んでいるとは言えません。

　　　　このため、就労を希望する障害者が身近な生活の場所で就労相談が受けられ、職場

　　　定着が図られるよう、「市町村障害者就労支援センター」や「障害者就業・生活支援

　　　センター」の地域のニーズに応じた支援体制を更に充実する必要があります。

　　　　また、平成３０年には国や地方公共団体の障害者雇用率の不適切な計上が判明し、

　　　令和元年の障害者雇用促進法の改正では、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇

　　　用する責務が明示されました。

　　　　こうしたことから、県では、引き続き障害者の雇用拡大や活躍推進に努める必要が

　　　あります。

**イ　障害者の職場定着について**

　　　　令和３年３月に民間企業の法定雇用率が現状の２．２％から０．１％引き上げられ

　　　ることなどから、障害者の働く場は今後も拡大することが見込まれます。

　　　　障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就

　　　労後も離職することのないように職場環境の整備が必要です。

**ウ　工賃水準について**

　　　　本県では、埼玉県工賃向上計画の推進や、平成２５年度からの障害者優先調達推進

　　　法の施行に伴う埼玉県障害者優先調達方針の策定などの取組を行っていますが、飛躍

　　　的な工賃水準向上には及ばない現状もあります。

　　　　このため、工賃水準の向上にあたっては、行政や就労継続支援事業所のみならず、

　　　企業や一般県民の理解と協力が必要です。

　　**エ　多様な働き方の支援について**

　　　　福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取

　　　組が必要です。

　　　　また、意欲はあるものの体力的に長時間労働の難しい障害者がそれぞれの希望や特

　　　性等に応じて働き方を自ら選べるよう、短時間労働やテレワークも働き方の選択肢の

　　　一つとして確保される必要があります。

　　　　県庁内福祉の店「かっぽ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参

　　　加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が

　　　望まれます。

　　**オ　重度障害者の就労支援について**

　　　　常時介護が必要な重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度の活用を促進

　　　するため、企業に制度の周知を図る必要があります。

　　　　また、市町村事業である雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の

　　　実施を促進し、重度障害者の就労を支援する必要があります。

**（４）障害者の教育について**

**ア　インクルーシブ教育システムの構築について**

　　　　平成２５年の学校教育法施行令の改正により、一定の障害のある子どもは特別支援

　　　学校に就学するという従来の原則が見直され、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保

　　　護者の意見など総合的な観点から決定されることになりました。

　　　　本県では、障害の重い児童生徒も通常学級で共に学んでいる実態があり、さらに平

　　　成１６年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動

　　　を行うための仕組である支援籍学習を推進しています。

　　　　また、教科学習への参加が難しい場合には、行事や休み時間を一緒に過ごすという

　　　取組も行われています。

　　　　引き続き、支援籍学習を含め障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共

　　　同学習を積極的に推進するとともに、小中学校や高等学校においても共に学べるよう

　　　必要な施策を進めていく必要があります。

**イ　ライフステージに応じた支援について**

　　　　障害のある児童生徒の保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な

　　　場面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めています。

　　　　地域の学校で共に学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その

　　　中から一人一人に合った学びの場を選択できることが重要です。

　　　　そのために十分な情報提供がされるような相談支援が求められており、同時に相談

　　　担当者の専門性も高める必要があります。

　　　　さらに、特別な指導が必要な児童及びその保護者に対し、就学前から卒業後にわた

　　　る切れ目ない支援が提供されることが必要です。

**ウ　教育環境の更なる充実について**

　　　　バリアフリー法の改正により、令和3年4月から新設の公立小中学校のバリアフリ

　　　ー化が義務づけられました。障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るためには、

　　　既存の学校も障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮をする必要があります。

　　　　また、近年、学齢児童生徒の総人口は減少しているにも関わらず、全国的に特別支

　　　援学校の児童生徒数は増加傾向が続いており、本県でも都市部を中心に、定員を大幅

　　　に超える児童生徒が通学している特別支援学校もあります。

　　　　県では「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき特別支援学校の環境整備に

　　　取り組んでいます。引き続き、新たな特別支援学校の設置など更なる環境の整備が必

　　　要です。

**（５）障害者の安心・安全な暮らしについて**

**ア　療育体制の充実について**

　　　　障害のある子どももない子どもも地域で共に暮せる環境を整備するとともに、適

　　　応障害などの二次障害を防ぐために、早期に障害を発見し専門的療育を受けること

　　　や、親の早期理解を支えるための体制の充実が重要です。

　　　　発達障害児の支援に関しては、相談支援体制の充実や発達障害を正しく理解し適切

　　　な支援ができる人材の育成が必要であるとともに、親への支援のため、ペアレントプ

　　　ログラムやペアレントトレーニング等の支援体制が必要です。

　　　　また、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声

　　　言語の発達や手話言語の習得につながることから、難聴児に対する早期支援の取組

　　　が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。

**イ　保健・医療サービスの充実について**

　　　　身近な医療機関で適切な医療サービスが受けられる環境整備が求められています

　　　が、本県には障害を専門とする医療機関がまだまだ少ない現状にあります。

　　　　難病患者の実態把握や医療支援、発達障害者や高次脳機能障害者の支援などの課題

　　　を解決していくために、行政や医療機関及び当事者団体などが連携していくことが求

　　　められています。

 　また、精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神障害者とその家族等を支えて

　　　いくため、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築やピア

　　　サポーターの活用、多職種による訪問型の支援が求められています。

　　　　重症心身障害児については、受入医療機関が少なく、急病の際の受入態勢の充実を

　　　求める声が高まっています。

**ウ　福祉のまちづくりについて**

　　　　バリアフリー法ではユニバーサル社会の実現を目指すこととされていますが、現状

　　　では、障害のない人など本来必要としない人が障害者用駐車場に駐車してしまうなど、

　　　まだまだ地域の理解が不足しているのが現状です。ハードはもとより心のバリアフリ

　　　ーの実現に向けて取組を進めていく必要があります。

　　　　また、駅のバリアフリー化と併せて、利用する全ての人に配慮したホームドアなど

　　　の設置が一層進むよう、引き続き鉄道事業者等への働きかけが必要です。

**エ　安全な暮らしの確保について**

　　　　障害者が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策を積極的に進め

　　　ていく必要があります。

　　　　東日本大震災や近年増加している大型台風を教訓として、福祉避難所の整備や避難

　　　行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定がより強く求められており、避難所におけ

　　　る障害者の支援体制をいかに構築していくかが課題です。

　　　　また、災害時の情報提供については、聴覚障害者に配慮した音声情報以外の手法に

　　　ついての検討も求められています。

　　　　さらに、新型コロナウイルス感染症の流行時には、マスクや備品などの欠品や障害

　　　者施設でのクラスターの発生などが危惧されます。常日頃からの情報周知や備蓄、医

　　　療体制の確保などの感染症対策が必要です。